

変わるぞ!! 日本

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002

平成14年6月25日閣議決定

政府は昨年6月より、いわゆる「骨太の方針」（「基本方針 第1弾」）を踏まえ、構造改革を推進するとともに、景気・雇用情勢に適切に対応してきました。これにより、経済と財政の悪化に一定の歯止めをかけることに成功しました。

この成果の上に立ち、構造改革の新たな段階に歩を進めます。

税制改革や地方行財政改革、社会保障制度改革などを推進し、「経済社会の活力」を高めるとともに「全ての人が参画し負担し合う公正な社会」を構築します。

「負担に値する質の高い小さな政府」を実現するため、歳出改革を加速します。

「デフレの克服」を目指し、政府・日本銀行が一体となって強力かつ総合的な取組を行うとともに、構造改革特区の創設等の「経済活性化戦略」を推進し、「民間需要主導の本格的な回復軌道」を目指します。

経済活性化戦略

「選択と集中」、「民業拡大」によって、

「選択と集中」による産業競争力強化

人間力戦略

国立大学の早期非公務員型法人¹化による大学の国際競争力アップ
時代の要請するITやライフサイエンス²等新分野の人材育成を倍増
学校選択制度、習熟度別少人数指導の推進、IT国民皆教育(21世紀の読み書きそろばん)などを通じた個性ある人間教育の実現
職業体験機会の充実、就職支援体制の強化等を通じた若年者雇用対策の充実、年齢制限廃止努力の徹底等を通じた高齢者、女性の参画の推進
健康寿命の増進のための健康づくり運動や食育の推進
再就職援助システムなどの強化、女性の個性や能力が活用できるようなチャレンジ支援策の取りまとめ

技術力戦略

ライフサイエンス等重点4分野への資源の集中による技術基盤強化
大学発ベンチャー1000社3か年計画推進など、産学官の連携の強化
次世代半導体技術³などプロジェクトベースの研究開発を推進する国家プロジェクトの提供
e-Japan重点計画-2002に基づくIT化の推進
国際競争力を強化するため知的財産の戦略的保護や活用の仕組みづくり

経営力戦略

起業の促進・廃業における障害の除去を通じた経済の新陳代謝活発化、個人保証のあり方の検討・見直し、創業支援制度の整備など、起業活動の活性化
産業再生法の抜本的強化による大胆な事業再編、産業再編の促進、倒産法制⁴の見直し、企業の自主行動基準の策定により消費者に信頼される企業社会を構築、地域金融機関の合併促進など経営基盤を一層強化し、中小企業金融を円滑化
新分野に挑戦する中小企業の戦略的技術開発の支援
四半期ごとの企業内容開示など、リスクマネーを供給する直接金融市場の活性化
国・自治体等が保有する未利用光ファイバーの開放促進など、産業競争力強化のための高コスト構造の是正

経済活性化

6つの戦略と30のアクション

基本原則

経済活動の主体を事後監視型規制へ
技術基盤の強化
消費者を起点とし
多くの国・地域との

再び力強い社会へ

消費者の
企業の競
経営者も
教育では
結果の平
地域の特
一人一人

1 国家公務員の身分を付与しないため、公務員型に比べ、より弾力的な人事制度が可能となる。
2 生物が営む生命現象の複雑かつ精緻なメカニズムを解明するとともに、その成果を医療、環境、農林水産業、産業等の種々の分野に応用することを目指すもの。
3 高機能・低消費電力の次世代携帯端末などのための新しい集積回路(IC)などを実現する技術。
4 倒産した企業の処理手続を定めた法制度。会社更生、民事再生、破産、特別清算などの手続がある。

産業競争力を強化し、市場を創造します

規制改革を通じた「民業拡大」による市場創造

産業発掘戦略

環境、情報家電、バイオ、ナノテク⁵等の4分野の新技术の開発や市場化を推進
安心ハウス⁶、健康づくり支援産業等身近なサービスの提供などの生活産業の創造
低公害車、燃料電池、環境配慮型の住宅等の開発普及促進など、環境産業の活性化
グローバル観光戦略の構築などを通じて観光産業を活性化、休暇の長期連続化・分散化の推奨
安全で安心な食料産業への改革
医療・健康情報の提供、健康づくり支援産業育成のための環境整備、アニメーション等コンテンツ産業
の育成等の文化の産業化の推進
民業拡大を目指した国・地方の行政サービスの民間委託の推進

化戦略

プログラム(具体的行動計画)

官から民へ

た魅力ある市場環境整備
連携

地域力戦略

構造改革特区⁷の導入による規制改革の推進及び地域の個性ある発展、
都市再生特別地区の積極活用
羽田空港等国際競争力のある大都市を再生。こうしたことにより、土地の
流動化・有効利用、地価の下落の歯止めへ努力
大学等を核として企業等を集積する知的クラスター創成事業や産業
クラスター計画の連携・推進などにより、特色ある地方都市を再生
バイオマス⁸の利活用を通じた地域産業の発展による個性ある地域の形成

グローバル戦略

FTA(Free Trade Agreement 自由貿易協定)の推進や「東アジア自由ビジネス圏」
の創設など多くの国・地域との経済連携を推進強化し経済活動を活発化
対内直接投資や頭脳流入による競争力の強化、拡大
アジア・ブロードバンド計画の策定など世界への積極的貢献

潜在需要を実現する財・サービス事業が新事業として発展
競争力が市場での成否を左右
外部評価などを通じて選ばれる
、能力や個性に応じた多様な選択肢が広がる
等主義から機会の平等が実現される仕組みへ
性を伸ばし産業の裾野が拡大
が何度も挑戦できる

5 百万分の1ミリ・メートルのサイズで原子・分子を操作・制御し、新しい機能、優れた特性を引き出す技術。

6 官民資産を活用し、利用者負担を原則とする中所得者向けの高齢者用施設で、質の高いケアサービスを受けられる。

7 構造改革特区は、地方公共団体の具体的な提案等を踏まえ、規制を特定地域に限って緩和すること等により、規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進め、経済の活性化につなげる仕組み。

8 植物等を原料にして得られるエネルギー資源の総称。

税制改革の基本方針

包括的かつ抜本的改革を行い、広く、薄く、簡素な税制を構築します

少子・高齢化、IT革命、激化する国際競争の中で、日本経済が活力を取り戻し、国内に質の高い雇用を確保していくためには、経済・社会の基盤である税制を幅広く見直していくことが不可欠です。

そのため、以下のような視点にたって検討を行います。

日本経済の活力の回復を最重視し、課税ベースを広くし税率を低く抑えることを基本とすることで、企業や個人の活力を支えます。

「人」を重視し、個人が選択するライフスタイルが多様化する中、一人ひとりの多彩な個性と能力が尊重されるようにします。

税制改革は、聖域なき歳出改革と一体となって行うこととし、社会保障制度改革を進め、国・地方の歳出をさらに徹底的に見直し、簡素で効率的な政府を実現します。

検討項目

<p>持続的な経済成長を実現するために</p>	<p>「広く薄く簡素に」の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。 法人に対する課税については、その実効税率の引下げと課税ベースの拡大を検討する。その一環として、法人事業税の外形標準課税について、「改革と展望」に示した考え方に沿って検討する。研究開発投資やIT投資等を税制でも促進できるよう検討する。 金融資産課税の見直しと有効利用を促す土地税制を検討する。</p>
<p>多様なライフスタイルのために</p>	<p>就労などの選択に歪みを与えないよう、配偶者に関する控除等に関し検討する。検討に当たっては、社会保障制度見直しとの関連にも十分配慮する。 相続と生前贈与の選択を歪めない税制を検討する。 寄附等に対する課税の見直しを検討する。</p>
<p>長期にわたる安心の確保のために</p>	<p>急速な人口高齢化等に対応するため、安定的な歳入構造をつくる。 公的年金をはじめとする社会保障制度を抜本的に見直し、世代間・世代内の公平を重視して長期に持続可能なものにするとともに、年金課税の見直しを検討する。 道路等の特定財源については長期計画や今次税制改革と一体的にそのあり方を見直す。 地球環境に配慮した税制を検討する。</p>
<p>地方の自立と活力のために</p>	<p>国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討する。(P6参照)</p>
<p>負担に対する国民の理解のために</p>	<p>IT化に対応した申告・徴収を進める。サラリーマンの申告納税の拡大・納税者ID制度等の検討によって、より信頼できる徴税と納税の環境を整える。 消費者の理解を得るために、消費税の免税点制度等を見直しを検討する。</p>

税制改革の進め方

今次税制改革は、2003年度に着手。「改革と展望」の期間内(～2006年度)の完了を目指します。

税制改革の財源は、原則として国債には依存しません。

「改革と展望」の期間内に、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況及び財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断します。

「改革と展望」に基づき、2010年代初頭にプライマリーバランス⁹の黒字化を目指します。

⁹ 過去の借金の元利払いの影響を除いた財政収支、すなわち、現在の行政サービスに必要な歳出が税収で賄えているかどうかを示す財政収支のこと

歳出の構造改革

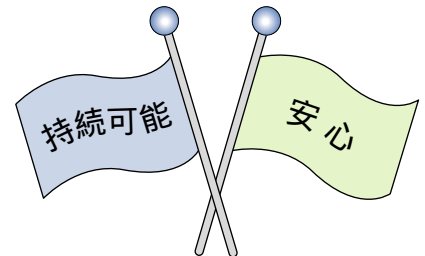
官から民へ、国から地方へ、持続可能な財政へ

社会資本整備 重点化と効率化をさらに進めます

国の関与する事業は限定し、地方の主体性を生かした社会資本整備に転換
重点化：トップダウンの意思決定とボトムアップの選択の双方について改革
効率化：厳格な事業評価¹⁰と予算編成への反映、コストの縮減やPFI¹¹活用等
既存プロジェクト、公共事業関係計画のあり方の見直し

社会保障制度 国民負担率の上昇を抑制します

少子化対策の強化
平成16年予定の年金制度改革¹²に向け、早急に議論
保健医療システム、診療報酬体系、医療保険制度の改革
を継続
介護報酬を見直し、介護保険制度を推進



国と地方 国から地方へ、地方行財政改革を強力かつ一体的に推進します

国の関与を縮小、地方の権限と責任を拡大
国庫補助負担事業の廃止・縮減について年内を目途に結論
国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討
改革案について今後1年以内を目途にとりまとめ
自治体の行財政基盤の強化のための市町村合併の促進、団体規模等に応じた事務や責任の配分

その他

(食料産業の改革)

「食料産業」の活性化と農業の構造改革

安全で安心な食品の供給などの消費者基点の行政、意欲ある経営体への施策の集中、流通改革の推進等

(特定財源の見直し)

長期計画や今次税制改革と一体的にそのあり方を見直す

(公的部門の効率化)

民間委託やPFIの活用、国や地方の調達の改善、電子政府等の推進、コスト管理などにより、公的部門の無駄を排除

10 事前に費用対効果等の評価を行い、途中で再評価、事後に検証を行い、評価結果等について公表。

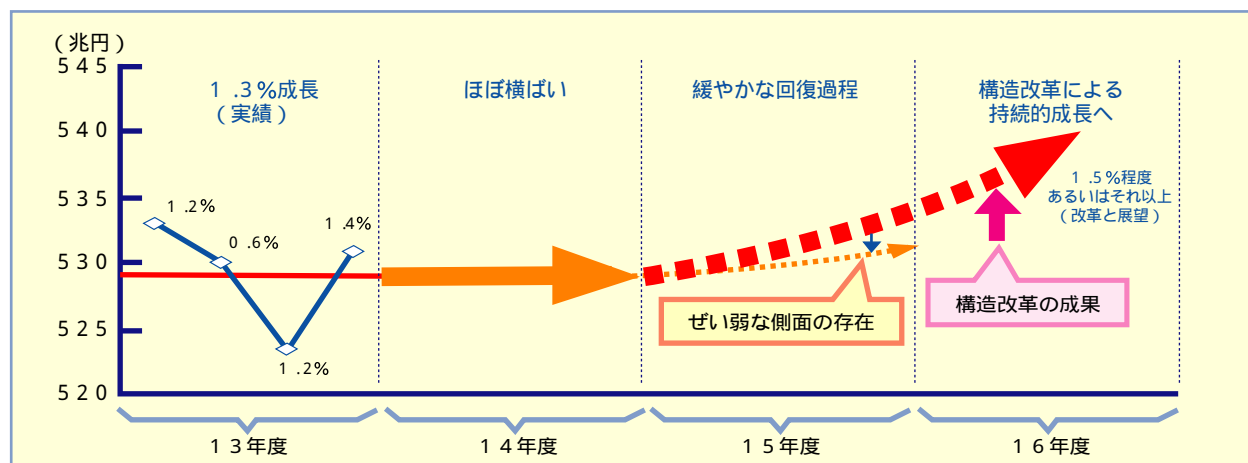
11 公共施設等の建設、運営等を民間の資金、経営・技術能力を活用して行う手法。

12 年金制度は少なくとも5年に一度、給付と負担の将来推計を見直し、制度改正を行っている。今回は、平成16年の予定。

今後の経済財政の運営

「経済活性化戦略」「税制改革」「歳出改革の加速」の三位一体で、「改革と展望」で示した持続的成長は可能です

平成14年度及び15年度の我が国経済



早急に実施できる事項は、可能な限り早期に実施。

平成15年度財政運営

(1) 歳出改革の加速

非裁量的予算の大胆な改革、裁量的経費を「根元」から洗い直し

4つの視点に立ち、無駄を徹底的に排除(①民に任せられないか、②地方に任せられないか、③最適な政策手段か、④府省間の効率的な協力関係)

一般歳出及び一般会計歳出について実質的に14年度の水準以下に抑制

(2) 経済活性化戦略に沿った新重点4分野

人間力の向上 発揮
教育・文化、科学
技術、IT

魅力ある都市 個性
と工夫に満ちた地
域社会

公平で安心な
高齢化社会・
少子化対策

循環型社会の構築・
地球環境問題への
対応

(3) 予算編成プロセスと手法

トップダウンの意思決定(各種制度の改革方針、施策の集中と分野間のメリハリ)と

ボトムアップの選択(評価に基づく事業の選択)

総理主導による意思決定システムの強化(諮問会議を活用しつつ、総理が基本方針を示し、各大臣が責任を持って各省の政策・歳出を「根元」から変革)

目的・効果のわかりやすい予算: 厳格な政策評価・事業評価の実施

それぞれの重点分野に対応する予算を府省を通じて整理(マトリックス型の手法)

当面の経済活性化策等の推進について

デフレ¹³克服の取組加速のために
(平成14年6月17日政府与党合意)

今後は民間需要・雇用の拡大に力点を置いた構造改革を進め、自律的経済成長を実現していくことがデフレ克服の基本である。

基本方針「第2弾」の中で早急に実施できる事項を検討し、可能な限り早期に実施する。

1 経済活性化策の推進

「経済活性化戦略」の推進

「規制改革推進3か年計画」の推進

「構造改革特区」の制度早期具体化

2 税制改革

経済活性化のためあるべき税制の姿を早期に明らかにする。

15年度税制改正の一環として、企業の活性化に資するため研究開発促進税制及び重点的な投資促進税制の構築並びに資産の世代間移転を円滑化するため、相続税・贈与税の見直しを行う(適用については原則平成15年1月1日に遡及)。

特に、企業課税については、投資の計画的対応に資すべく、その見直しの大要を極力早期に明らかにする。

土地関連流通税の見直しについては、都市再生等土地の有効利用に資する観点から検討する。

3 活力があり、安定した金融システムの確立

不良債権の最終処理を具体的目標(原則一年以内に5割、二年以内に8割目途)に沿って確実に進める。

貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた直接金融シフトに向け、証券市場の構造改革を一層推進する。

活力があり預金者に信頼される金融システムの確立を図るための取組を一層強化する。また、金融の将来像を展望する観点から中期ビジョンを早急に取りまとめる。

13 一般的には、「持続的な物価下落」のことを指す。

内閣府ホームページご意見・ご感想メールコーナー

<http://www.cao.go.jp/goiken.html>

経済財政諮問会議の文字をクリックして、ご意見・ご感想をお寄せください



政府広報 / 内閣府